

疑問 相談

所得税・法人税

台湾法人が日本法人に対し人的役務の提供事業を行う場合の課税関係

Q 当社は 12 月決算の台湾法人であり、土木技術に関する専門的知識等を活用し人的役務の提供事業を行っています。今般当社は、顧客である日本の内国法人（A 社）からの依頼により、8 月 1 日から 10 月 31 日までの 3 ヶ月間にわたり、A 社に対し技術者（日本の非居住者に該当）を 1 名派遣し、A 社の日本国内にある事業所において役務提供を行うことになりました。なお当社は、日本国内に恒久的施設（PE）を有していません。上記人的役務の提供事業を行うに当たり、日本における課税関係を教えてください。

A 日本が締結している租税条約の多くは、人的役務提供事業に係る対価を「企業の利得」に含めており、この場合には、外国法人が日本に恒久的施設を有していない限り、原則として当該対価について日本での課税関係は生じません。

しかしながら、現状日本は台湾と租税条約を締結していないため、上記のような租税条約における規定の適用はなく、日本の国内法に従い、日本での課税関係が決定されることとなります。

この場合、貴社が A 社に対し人的役務の提供を行いその結果收受する対価は、日本の国内法に従い、A 社による支払の際、所得税の源泉徴収の対象となります。

さらに、貴社は、收受する対価を益金とし、A 社に対する役務提供に直接及び間接に要する経費を損金として申告し、法人税を納付しなければなりません。なお、申告の際、源泉徴収された所得税は

所得税額控除の対象となります。

また、この場合の申告期限は、貴社が納税管理人を選任しない場合には、人的役務提供事業を終了した時点、すなわち 10 月 31 日となりますが、納税管理人を選定する場合、貴社は 12 月決算法人であるため翌年 2 月末日、また、申告期限の延長が認められる場合は当該延長後の日までとなります。

【解 説】

1 所得税の課税関係

外国法人が、日本国内において科学技術、経営管理その他の分野に関する専門的知識又は特別の技能を有する者の当該知識又は技能を活用して行う役務の提供等の人的役務提供事業を行う場合、当該人的役務提供事業に係る対価は国内源泉所得に該当し、所得税が課税されることとなります（所法 7 ①五、161 二、179 一、所令 282 三）。

また、外国法人に対し、日本国内において、国内源泉所得たる人的役務提供事業の対価の

支払をする者は、その支払の際に所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければなりません(所法212①)。この場合の源泉所得税は、人的役務提供事業の対価の額に20.42%の税率を乗じて計算した金額となります(所法213①一、復興財源確保法28)。

なお、日本法人のA社が、技術者の旅費、宿泊費等を、航空会社、ホテル等に直接支払い、それらが通常必要な範囲の金額である場合には、これらについては所得税の課税を受けないため、源泉徴収の必要はありません(所基通161-8)。

2 法人税の課税関係

外国法人が、日本国内において科学技術、経営管理その他の分野に関する専門的知識又は特別の技能を有する者の当該知識又は技能を活用して行う役務の提供等の人的役務提供事業を行う場合、当該人的役務提供に係る対価は国内源泉所得に該当し、国内に恒久的施設を有しない場合であっても、各事業年度の当該国内源泉所得に係る所得に対して法人税を納付しなければなりません(法法138二、141四ロ、143、法令179三)。

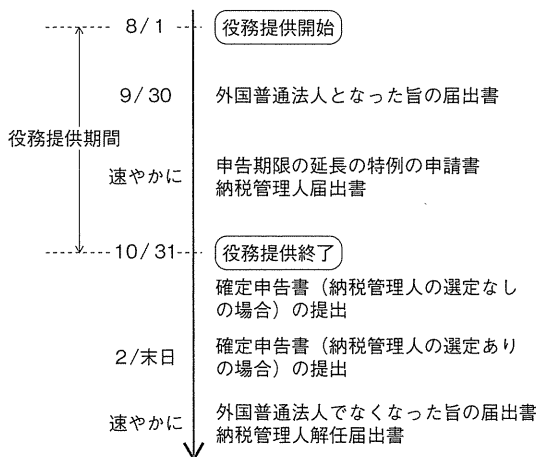
したがって、日本国内に恒久的施設を有しない貴社の場合も、A社から受け取った対価を益金とし、A社に対する役務提供に直接及び間接に要する経費を損金として申告し、法人税を納付することが必要となります(法法142、143)。

また、申告納税に関連する手続として、日本に恒久的施設を有しない外国法人は、日本において人的役務提供事業を開始した日から2月以内に、一定の事項等を記載した「外国普通法人となった旨の届出書」を所轄税務署長に届出する必要があります(法法149)。

したがって、貴社の場合には、9月30日までに当該届出書の提出が必要となります。

さらに、日本における人的役務提供事業を廃止した場合には、原則としてその終了日(廃止日)までに法人税の確定申告書を提出しなければなりません(法法145②、74①一)。この場合の人的役務提供事業を廃止する日とは、貴社の技術者が台湾へ帰国し、日本国内におけるA社に対する人的役務の提供が終了した時点と考えられますので、原則として10月31日が確定申告書の提出期限となります。

しかしながら、10月31日を期限とする法人税の確定申告書の提出は、現実的には非常に難しいと考えられます。この場合、当該廃止の日の前日(10月30日)までに納税管理人を選任し、「納税管理人届出書」を納税地の所轄の税務署長に届出することにより、申告期限を貴社の事業年度終了の日の翌日から2月以内、すなわち、貴社は12月決算法人であるため翌年の2月末日とすることができます。また、申告期限の延長の特例申請書を提出し承認を受けた場合、当該承認を受けた日まで更に延長することができます。



3 みなし源泉徴収について

外国法人が派遣する個人（日本の非居住者）に対し、国内で給与又は報酬を支払う場合には、源泉徴収義務を負います（所法 212 ①）が、その外国法人が、内国法人から役務提供の対価の支払を受ける際に源泉徴収をされている場合は、個人に支払われる給与又は報酬に対する源泉徴収を行ったものとみなされます（所法 215）。

したがって、通常の法人税申告では、納付すべき法人税額から源泉所得税を控除することとなりますが、人的役務提供事業の対価に係る源泉所得税については、日本で人的役務

《デロイト トーマツ税理士法人 ビジネス タックス サービス

パートナー 金 洋浩 シニアマネジャー 武石 祐誠 シニアアソシエイト 平野 泉》

の提供を行った個人の給与又は報酬に対応する所得税として源泉徴収されたとみなされる税額を除いたところで、所得税額控除の対象となる金額を算出することになります（法法 68、144、所法 215）。

4 地方税について

日本国内に恒久的施設を有しない外国法人は、国内における人的役務の提供事業に係る所得について、住民税（道府県民税・市町村民税）及び事業税は課されません（地法 24 ③、72 の 2 ⑥、294 ⑤、地令 7 の 3 の 5、10 の 2、46 の 4）。